

2019年9月

道銀グローバルWEBをご利用のお客様さまへ

北海道銀行 国際部

平素は北海道銀行並びに道銀グローバルWEBをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、北海道銀行では2019年10月1日(火)より、仕向外国送金の受付時に「外国為替及び外国貿易法」及び米国OFACに基づく規制のため、下記の確認を追加で実施いたします。(詳細は別紙《「外国為替及び外国貿易法」及び米国OFACに基づく規制について》をご覧ください。)

つきましては、道銀グローバルWEBでのご送金についても同様の確認を実施いたしますので、下記の要領でのご対応をお願いいたします。

大変お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 確認項目

- ① ご送金が外為法上の「北朝鮮・イラン規制関連取引」及び「米国OFAC規制」に該当しないこと。
- ② ご送金の受取人が法人の場合、その実質的支配者の情報。
- ③ ご送金の受取人または受取人の実質的支配者にPEPs(外国の重要な地位にある人物)に該当する人物がいるかどうか。又、いる場合はその人物の情報。
- ④ ご送金が中国向けの場合、支払銀行及び受取人(実質的支配者)の住所が、丹東(DANDONG)、延吉(YANJI)、琿春(HUNCHUN)に該当しないこと。該当する場合は原則受付できませんので、ご注意ください。
- ⑤ ご送金が中国向けの場合、支払銀行及び受取人(実質的支配者)の住所(省名)。省名が黒竜江省、吉林省、遼寧省に該当する場合は、受取人(実質的支配者)の実在することを確認できる身分証等のコピーが必要となります。

2. ご対応方法

ご送金の依頼の都度、「外国送金にかかるヒアリングシート」に必要事項を記載の上、添付ファイルとして送信してください。他のエビデンス等もあれば、一緒に添付してください。なお、資料の量が多く、添付ファイルとすることが難しい場合は、下記の内容照会先までご連絡ください。

3. 同封書類

- ① 「外国為替及び外国貿易法」及び米国OFACに基づく規制について
- ② 「外国送金にかかるヒアリングシート」

詳しくは下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先: 北海道銀行 国際部 (011-233-1093)



「外国為替及び外国貿易法」及び米国 OFAC に基づく規制について

北海道銀行では、「外国為替及び外国貿易法」に基づく経済制裁措置の確実な実施のため、外為法第17条の規定により、お客さまのご送金取引が、「貿易に関する支払規制」および「資金使途規制」等に該当しないことを確認させていただいております。

又、米国の財務省外国資産管理室(OFAC)の規制により、本邦で受付する外国為替取引等も規制対象となることから、OFAC 規制に該当しないことも同時に確認させていただきます。

お客さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. ご送金の目的についてご申告をお願いします。

- (1) ご送金の目的をご申告いただくとともに、目的が輸入代金、仲介貿易代金等の場合は、商品の品目、原産地(国名)、船積地域(都市名)、仕向地(国名)(仲介貿易の場合)をあわせてご申告ください。
- (2) ご送金が外為法上の「北朝鮮・イラン規制関連取引」及び「米国 OFAC 規制」に該当しないことをご確認の上、その旨をご申告ください。

2. お取引の相手方についてのご確認をお願いします。

お客さまの知りうる限りにおいて、ご送金取引の最終的な資金の受取人が北朝鮮居住者でないこと、また、お取引相手の主な株主や取締役の中(実質的支配者)に北朝鮮居住者(法人・個人)がいないこと、および「北朝鮮・イラン規制関連取引」に該当しないことをご確認の上、その旨をご申告ください。なお、ご確認いただいた内容については資料のご提示をお願いする場合があります。

3. お取引内容を確認できる資料のご提示をお願いする場合があります。

窓口で受付の際、お取引に関係する資料をご提示いただき、取引内容の詳細を確認する場合があります。また、「貿易に関する支払規制」、「資金使途規制」及び「北朝鮮居住者等に対する支払の原則禁止措置」に該当しないことが確認できない場合には、お取引をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

外為為替及び外国貿易法に基づく規制	<ul style="list-style-type: none">・北朝鮮に住所等を有する方に対する支払・北朝鮮を原産地または船積地域、仕向地とする輸出入等に係る支払・北朝鮮の核関連計画等に貢献することを目的とした支払・イランの核活動等、大型通常兵器等に関連する支払
米国 OFAC 規制	<ul style="list-style-type: none">・お取引の当事者の所在地・関係地等に北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア地域等が含まれる場合・米国政府により特定されている、テロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織などの関与するお取引

詳しくは窓口又は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先: 北海道銀行 国際部 (011-233-1093)



(2019年8月現在)